

F1-3 ワークショップによるパートナーシップ型PIにむけて

公共事業におけるパブリックインボルブメント 事例調査報告その3

高知工科大学社会システム工学科 荒木英昭

高知工科大学社会システム工学科 大谷英人

高知県土木部土木管理室 細川 広

1. はじめに

高知県では、近年、住民やユーザー等とのパートナーシップによるまちづくり・公共施設整備が行われつつある。本研究ではそれらの中から、高知県が居住者及び周辺住民に対しワークショップ手法を用いて行った「県営住宅建て替え計画」、道の駅を整備するにあたって、町内の様々な組織や個人の参加のもとでワークショップ手法を用いて行った「道の駅『四万十大正』整備計画」、女性だけの委員会方式で4年間行った「あたたかな道づくり」の三つの事例を検討し、パートナーシップ型PIにむけた考察を行う。

2. 三つの事例にみる成果と課題

「県営住宅建て替え計画」での行政・プランナー・住民の三者によるワークショップの成果としては、①ニュースの発行や会合の中でオープンに話し合ったなど情報公開が実現されたこと、②情報公開が行われたことによって学習効果が生まれたこと、③特に住民や行政の中に住まい方に対する問いかけが行われるようになったこと、④この計画づくりのあと行政内にワークショップ手法が位置づけられてきたことなどがあげられる。課題としては①行政内で担当部局が変わるとそれまでのプロセスが伝わらない面があること、②パートナーシップを構成する主体、特に行政・プランナーの意識の持ち方によって中味が左右される面があること、③今後ワークショップの手法の位置づけと調査費のあり方が行政内で問われてくること、などがあげられる。

「道の駅『四万十大正』整備計画」では、施設の運営に関わる人も含めて参加者全員も「ユーザー」ととらえパートナーシップを形成している。この事例での成果としては、①参加者全員を「ユーザー」としてとらえたことにより、広くて新しい眼を持つことができたこと、②最初に基本的なイメージを共有したことによって計画づくりに直接反映できたこと、③みんなで共有する経験を持ったことによって、急な問題が生じても対応する基盤ができたこと、④施設の完成後も話し合いが続いていることなどがあげられる。

「あたたかな道づくり」では、「女性の眼から」という視点を定めユーザーを設定しパートナーシップを形成している。この事例での成果としては、①初めての試みであったため、検討会の流れに行政やプランナーが柔軟に対応したこと、②そのことによって検討会の運営の自主性が確保されたこと、③検討する過程で「イメージ」を実体化するため、画像化や実物大模型、実地での検討、部分的な施工による実地評価など様々な新しい試みがなされたこと、などがあげられる。また課題としては、①今回だけの「特殊解」というニュアンスが強く、行政の中での今後の位置づけが難しいこと、②道路のユーザーからみれば「女性」は一部であり、道路の性格や整備方向とPIのあり方は今後さらに検討される必要があることなどがあげられる。

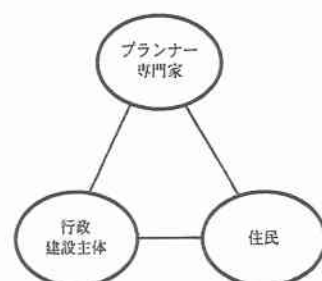


図1 「県営住宅建て替え計画」のPI関係図
(パートナーシップ型1)

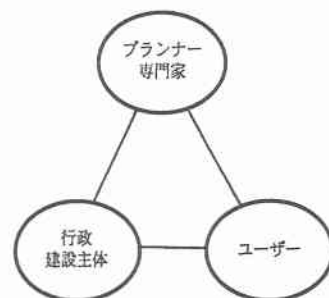


図2 「道の駅『四万十大正』整備計画」のPI関係図
(パートナーシップ型2)

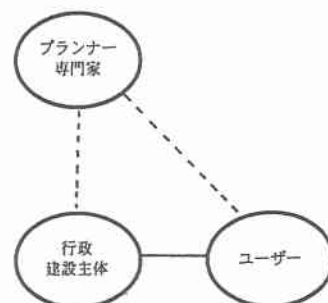


図3 「あたたかな道づくり」のPI関係図
(委員会型)

3. パートナーシップを可能にする二つの条件

三つの事例でみたように、パートナーシップによる計画づくりが成功した要因として、ワークショップ手法を用いることにより、①情報公開が三者間で実現されたこと、②住民への学習効果が高かったこと、③新しい見方や考え方が生まれてきたこと、④イメージや考え方が共有されることによって、計画への合意形成がなされたこと、などがあげられる。

このことから、パートナーシップを可能にするための条件として、次の二つに整理される。

- 1.参加者（住民、ユーザー）どうしの協働の中で、自発的な活動が有効なメディアとして仕組まれ、想像力・創造力が触発され、参加者の意識の活性化がはかれる。そのことが、説得力のある議論や計画につながる。
- 2.専門家とユーザー（住民）の協働によって、問題に対する視野を広げ、現実的かつ中味のある計画をつくり得る。

4. パートナーシップ型PI形成への手順

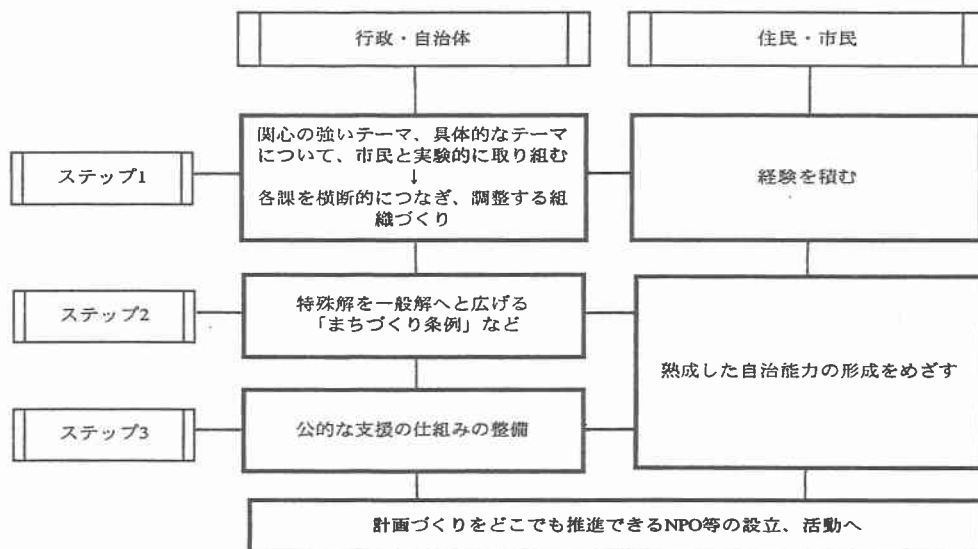
ここにあげられた事例が特殊例として終わるのではなく、パートナーシップによる計画づくりを、どのような計画づくりにおいても行うことのできる体制・手法をめざしていく必要がある。

そのためには、国レベルでは地方分権が進められるとともに、都市計画の分野で市民の参加の位置づけを明確にするような法制度の整備が求められよう。

地方自治体のレベルで

は、図一4のように、三つのステップが考えられる。

まず第1ステップとして、現在かかえている課題、関心の強い具体的なテーマについて、市民とともに実験的に取り組むことが必要であろう。その経験が積まれることによって、各課を横断的につなぎ、参加の手法を含めて調整する組織が求められる。第2ステップでは、第1ステップで積まれた経験をふまえ、



図一4 パートナーシップ型PIへの手順

まちづくり条例等「特殊解」を「一般解」へと広げていく作業が必要となる。第3ステップでは市民活動に対する公的支援の仕組みを整備することが求められよう。こうしたステップを踏んで、住民や市民とともにNPOの設立など計画づくりをどこでも推進できる体制づくりにつなげていくことが必要である。

5. おわりに

現在、様々なテーマで実験的に取り組んでいるものの多くは、第1ステップの段階に位置づけられよう。いくつかの取り組み事例をもとにして行政内でもパートナーシップ型PIが位置づけられつつあり、その場合行政機構の変革と行政職員の意識変革が求められる。このような状況を踏まえ、①行政情報の公開と提供、②多様な意見を持つより多くの住民が自由に参加できるシステム、③ヨコのつながりを重視した行政機構の整備、④ワークショップ等住民間の意見のとりまとめや調整を行うシステム・技法・人材、などの諸条件を考えて行く必要がある。